令和５年５月１日

保護者　様

袋井あやぐも学園袋井中学校長　鈴木　勝則

楽しく安心して学べる学校をめざして

本校では、「どの子もかけがえのない大切な存在である」という認識のもと、子どもたちが楽しく、安心して学べる学校をめざして、以下のとおり教育相談の充実や規律ある学校生活のための指導に努めています。
ついては、保護者の皆さまの御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

１　教育相談について

〇児童（生徒）の悩みや不安を把握するために、定期的な教育相談や生活に関するアンケートを実施します。
〇学級担任だけでなく、学年主任や養護教諭など、学校の全ての職員が相談に応じます。
〇保護者、生徒ともに、希望をすればスクールカウンセラーのカウンセリングを受けられます。
◆さらに、県や市の相談窓口を利用することもできます。

＜教育相談全般＞
・子ども家庭 110 番（西部地区）　053-458-4152　　・教育相談ハロー電話「ともしび」（掛川地区）
・こころの電話（西部地区）　0538-37-5560　　0537-24-8686

＜いじめ相談＞
・24 時間子供ＳＯＳダイヤル　0120-0-78310　　・子どもの人権 110 番　0120-007-110
・「いじめ・暴力」相談メールアドレス　http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/ijime/
・「いじめ・暴力」相談携帯アドレス」　http://www.pref.shizuoka.jp/m/ijime/
・袋井市いじめホットライン　080-1616-1174（いろいろ いいなよ）　【午前８時 30 分～午後５時　※月～金（祝日を除く）】
・袋井市いじめホットメール　ijime.hotmail@docomo.ne.jp

＜発達や不登校に関する相談＞
・袋井市子ども支援室「ぬっく」　0538-45-0601　　・袋井市教育支援センター「ひまわり」　0538-86-5172

２　規律ある学校生活のための指導について

〇学校生活のきまりやルールが守れない場合は、「ダメなものはダメ」という毅然とした姿勢で指導を行います。
〇触法行為やいじめなど、他の生徒への影響が深刻な場合には、教育委員会や警察、児童相談所などの関係機関と連携して指導を行います。
〇スマートフォンやゲーム機、パソコンの使用によるインターネット及び SNS 等に関するトラブルは、学校が立ち入りにくい事案です。学校と御家庭で一緒に解決策を考えていきますが、基本的には御家庭で解決するようお願いします。なお、トラブルが発生しないように、御家庭でもこれらの使い方の指導と見届けをお願いします。

		指導	下校	保護者面談	別室授業	出席停止
他者への暴力行為・威嚇行為		○	△	△	□	□
ゆすり・たかり行為		○	△	○	□	□
故意の器物破損・無断借用		○	△	○	□	□
授業妨害	授業放棄・校外への無断外出	○	△	△	□	□
	騒音(奇声等)の発生 他教室への勝手な出入り等その他の妨害行為	○	○	△	□	□
その他	粗暴行為	○	△	△	□	□

○必ず実施　　△行為の程度により実施　　□繰り返し指導しても改善が見られない場合や重篤な場合に実施

※　出席停止措置は、他の生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から検討します。
※　他の生徒や教師への暴力行為に対して、身体の安全を守ることを目的に、行為を制止したり、危険を回避したりするために、やむを得ず有形力を行使することがあります。

問い合わせ先
担当　生徒指導主事
奥村　崇志
電話　４２－４１５５